

# 海外リスクセンサー

## 新型コロナウイルスの感染拡大と企業の対策(2)

### 対象地域

東南アジア・大洋州	✓	米州（含む中・南米）	✓	中東・アフリカ	✓
東アジア・南アジア	✓	欧州	✓	その他の地域および世界	✓

### レポート要旨

- 中国・湖北省武漢市で発見された新型コロナウイルス（2019-nCoV）による肺炎の感染者が、中国および複数の国・地域で引き続き増加している。中国では感染者数累計は17,205人、うち361人が死亡した。（2月3日午前0時現在）中国・香港・マカオ・台湾以外では計23カ国・地域において感染例が確認されている。
- WHOは2020年1月30日、専門家による緊急委員会を開き、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（Public Health Emergency of International Concern：PHEIC）」に当たると宣言した。日本外務省が湖北省に対して感染症危険情報「レベル3」を発出するなど、各国政府が中国への渡航制限を実施している。
- 企業においては、引き続き感染状況に関する最新情報を入手するとともに、渡航・駐在に関する指示、国内外の従業員等に対する指示・注意喚起、各拠点としての感染予防策を実施する必要がある。

### レポート構成

1. 新型コロナウイルスの感染状況と各国等の対応	1
(1) 中国及び香港・マカオ・台湾の状況	1
(2) その他の国・地域の状況	3
(3) ウイルスの特性に関する評価	4
(4) 国際機関・各国政府等の対応	4
(5) 今後の見通し	6
2. 企業としての対策	7
(1) 本社・各拠点における最新情報の収集・共有	7
(2) 渡航・駐在に関する指示について	7
(3) 駐在員・出張者、従業員等に対する指示・注意喚起	8
(4) 中国拠点に求められる対策	8
(5) 日本国内拠点、その他の海外拠点に求められる対策	9

## 1. 新型コロナウイルスの感染状況と各国等の対応

中国中部・湖北省武漢市で発見された新型ウイルス、「2019年新型コロナウイルス（2019-nCoV）」による肺炎の感染者は、中国および複数の国・地域で急激に増加している。

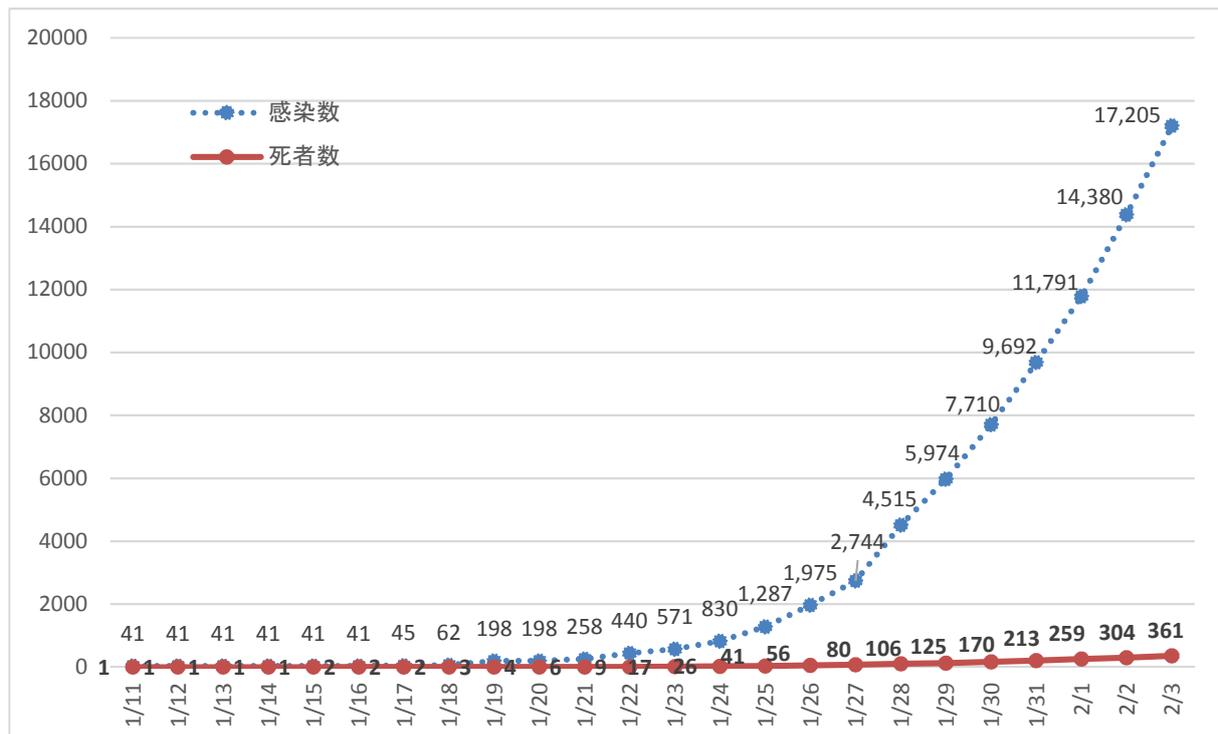
### (1) 中国及び香港・マカオ・台湾の状況

中国国家衛生健康委員会（衛生当局）の発表統計によると、2020年2月3日午前0時現在、同ウイルス感染症の感染者数は累計で17,205人となった。このうち361人が死亡、2,296人が重症とされる。1月30日までに、同国域内すべての行政区\*において感染が拡大していることが明らかになった。さらに感染疑い例が21,558例確認されているほか、濃厚接触者とされる189,583人のうち152,700人に経過観察が実施されている。

注：\*22省・4直轄市・5自治区及び新疆生産建設兵団。

比較的感染例の多い地域・主要都市の感染数については、湖北省が11,177例と最も多く、次いで浙江省が724例、広東省が683例、河南省が566例、湖南省が521例、安徽省が408例、江西省が391例、重慶市が300例、江蘇省が271例、四川省が254例、山東省が246例、上海市が193例、北京市が191例となっている。また、死亡例のうちほとんどは湖北省（350例）で報告されており、河南省・黒龍江省で各2例、四川省・上海市・北京市・河北省・海南省で各1例となっている。このほか、香港で15例、マカオで8例、台湾で10例の感染が確認された。

【図表1：中国国内における新型コロナウイルス（2019-nCoV）の感染数・死者数の推移】



【図表2：新型コロナウイルス（2019-nCoV）の感染状況（2020年1月9日以降）】\*

当局発表日	感染数（累計）	死者数（累計）	感染確認地域
1月11日～ 1月15日	41	1	湖北省
1月16日	41	2	
1月17日	45	2	
1月18日	62	2	
1月19日	198	3	
1月20日	198	4	
1月21日	258	6	湖北省、上海市、広東省、北京市
1月22日	440	9	湖北省、上海市、広東省、北京市、浙江省
1月23日	571	17	上記地域を含む 25の省・直轄市・自治区
1月24日	830	26	上記地域を含む 29の省・直轄市・自治区
1月25日	1,287	41	上記地域を含む 30の省・直轄市・自治区
1月26日	1,975	56	
1月27日	2,744	80	
1月28日	4,515	106	
1月29日	5,974	132	中国全域 31の省・直轄市・自治区
1月30日	7,711	170	中国全域 31の省・直轄市・自治区および 新疆生産建設兵団
1月31日	9,692	213	
2月1日	11,791	259	
2月2日	14,380	304	
2月3日	17,205	361	

注：\*中国衛生当局の発表（当日0時時点の累計）及び報道等を元に作成。1/6-10は当局からの発表なし。1/11-15は感染数・死者数に変化なし。各地域の感染数は地方当局により報告された件数で、発表時間帯等により同国衛生当局の統計と差異が生じる場合がある。

同国では、今次感染症の発生を「国家突発公共衛生事件応急計画」が定める最大レベルの「特別重大突発公共衛生事件（I級）」に相当する緊急事態であるとし、1月23日以降、感染が確認されている行政区において、順次同レベルが発令された。これに伴い、各地で交通規制や検問所の設置及び検疫の実施、商店の休業、春節に関連するイベント・出店の中止等、様々な措置がとられている。国務院は27日、新型コロナウイルス感染拡大の防止及び制御のため、2月2日までの休暇期間延長を通知していたが、感染拡大が最も深刻な湖北省は13日まで、北京市・上海市等を含む23の行政区においても期間を延長する旨、決定された。各地方当局の通知及び報道等による各地域の企業に対する規制状況は以下の通りである。

【図表3：新型コロナウイルス（2019-nCoV）の感染拡大に伴う各地域の規制状況】

対象地域	概要
湖北省	2月13日までは事業停止。
北京市・上海市・広東省・浙江省・江蘇省 山東省・黒龍江省・河南省・湖南省・河北省 福建省・安徽省・遼寧省・陝西省・江西省 寧夏回族自治区・重慶市・広西チワン族自治区 山西省・内モンゴル自治区・雲南省・貴州省	2月9日までは原則出勤を控える。

対象地域	概要
吉林省・四川省・青海省	国务院の通知通り。2月3日より事業開始。但し、地域の状況等により休業期間を延長。
天津市・甘肅省・海南省・新疆ウイグル自治区 チベット自治区	休業期間を延長。詳細は未定。

注：\*2月2日時点の各地方当局の発表、報道等による。

また、北京市・上海市・広東省・浙江省・安徽省・遼寧省・雲南省では、幼稚園及び小中高校の授業再開時期を2月17日以降に延期すると発表した。このほか、香港では幼稚園及び小中高校を3月1日まで休校とし、台湾では2月11日に予定されていた始業日を25日に延期した。

## (2) その他の国・地域の状況

中国・香港・マカオ・台湾以外では計23カ国・地域において感染例が確認されている。依然として中国以外の国・地域の感染確認例の多くは武漢市または中国へ渡航歴のある輸入症例であるが、一部の国・地域では国内での感染例も確認されている。またフィリピンでは中国国外で初めて死者が1人確認された。

【図表4：その他の国・地域における新型コロナウイルス（2019-nCoV）の感染状況】

国・地域名	2月3日 午前0時現在		備考
	感染数	死者数	
日本	20	0	
タイ	19	0	
シンガポール	18	0	
韓国	15	0	
オーストラリア	12	0	
米国	11	0	1月30日、米疾病予防管理センター（CDC）は、人から人への感染が米国内で初めて確認されたことを発表した。
ドイツ	10	0	
マレーシア	8	0	
ベトナム	7	0	1月30日、国内での「人・人感染」発生の可能性が指摘された。
フランス	6	0	1月24日、欧州で初の感染者が確認された。
アラブ首長国連邦	5	0	
カナダ	4	0	
イタリア	2	0	
ロシア	2	0	
インド	2	0	
英国	2	0	
フィリピン	2	1	2月2日、当局により患者1人の死亡が発表された。
スペイン	1	0	
スイス	1	0	
ネパール	1	0	
フィンランド	1	0	
カンボジア	1	0	

国・地域名	2月3日 午前0時現在		備考
	感染数	死者数	
スリランカ	1	0	
(その他の国・地域計)	151	1	

出典：各国当局発表・報道等から弊社作成

### (3) ウイルスの特性に関する評価

コロナウイルス（Coronavirus）は、人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスである。一般の風邪の原因の10～15%を占める一方、一部、人に深刻な呼吸器疾患を引き起こすものとして、2002～2003年に中国を中心に感染が拡大したSARS（重症急性呼吸器症候群）コロナウイルス、2014年以降中東地域等で感染が拡大したMERS（中東呼吸器症候群）コロナウイルスが知られている。

新型ウイルスについて現段階では不明な点が多いが、徐々に疫学情報が蓄積されつつあるとされる。国立感染症研究所は1月31日、「新型コロナウイルス感染症の現状の評価と国内のサーベイランス、医療体制整備について」において、同ウイルスの現状の評価を以下のとおり示した。

- 潜伏期間は2～10日\*と報告されている。（WHO、1月28日）
- 中国国外でもヒトーヒト感染例が報告されている。
- 症状は軽症から重症まで幅広い。1月30日時点で報告されている症例における重症例の割合は20%で、中国国内における死亡例の割合は2%となっている。
- 詳細な感染伝播様式や感染可能期間は現時点では重要な情報であるが、十分な知見が得られていない。重症急性呼吸器症候群コロナウイルス（SARS-CoV）、中東呼吸器症候群コロナウイルス（MERS-CoV）では、集団発生は、**飛沫感染**、**接触感染**によるものだったことから新型コロナウイルスも同様である可能性が考えられる。（下線筆者）

注：\*厚生労働省は潜伏期間について「最大14日程度と考えられている」としている。

一般論として、細菌、ウイルスなどの病原体は、外来遺伝子の獲得や突然変異により常に強毒化する可能性が考えられる。今回の新型コロナウイルスは、遺伝学的にSARSコロナウイルスに近縁であることが報告されており、従来のコロनावirusに比べて突然変異を起こしやすいという情報はない。また、今回の感染拡大中に変異を起こしたとされる証拠も現在のところ報告されていない。ただし、今後、ウイルスの感染力・毒性が変化する可能性は否定できないため、各国衛生当局には慎重な状況観察が求められる。

### (4) 国際機関・各国政府等の対応

#### 【世界保健機関（WHO）】

WHOは2020年1月30日、中国を中心に拡大している「2019年新型コロナウイルス（2019-nCoV）」感染について、専門家による緊急委員会を開き、「国際的に懸念される公衆

衛生上の緊急事態（Public Health Emergency of International Concern：PHEIC）」に当たると宣言した。

WHO のテドロス（Tedros Adhanom Ghebreyesus）事務局長は宣言に踏み切った主な理由について、新型コロナウイルスの感染が中国以外の国でも発生していることをあげ、感染拡大を防ぐために「一致団結して行動する時だ」と強調した。また、貿易や人の移動を制限することは勧告しないとしたうえで、医療態勢が弱い国への支援、ワクチンや治療法及び診断方法の開発促進、風評や誤った情報が拡散することへの対策、データの共有などを行うべきと表明した。

PHEIC が発出されたことにより、WHO 加盟国（194ヶ国）は感染を検知してから 24 時間以内に WHO に通告する義務を負う。また、WHO は、その通告内容に応じて拡大防止のための迅速な手段を講じるとともに、出入国制限を勧告することが可能となる。過去には、2009 年の新型インフルエンザ流行、2014 年の野生型ポリオ流行、2014 年の西アフリカにおけるエボラ出血熱流行、2015 年のジカ熱の流行及び 2018～2019 年のコンゴ民主共和国北キブ（Nord-Kivu）州におけるエボラ出血熱流行の際に宣言されており、今回で 6 例目となる。

### 【米国】

米務省は 30 日、WHO が PHEIC を宣言したことや民間航空会社が中国便を削減または一時停止を予定していることなどから、中国全土に関するトラベルアドバイザリー（Travel Advisory）を更新し、危険レベルの最も高いレベル 4「渡航の禁止（Do Not Travel）」に引き上げた。現在、中国に滞在している米国人に対して商用手段を使用して出国することを検討するよう勧告している。また、同省は、北京の大使館および成都・広州・上海・瀋陽の総領事館の緊急対応部門の職員を除く職員及び職員家族の国外退避を認めるとした。

### 【日本】

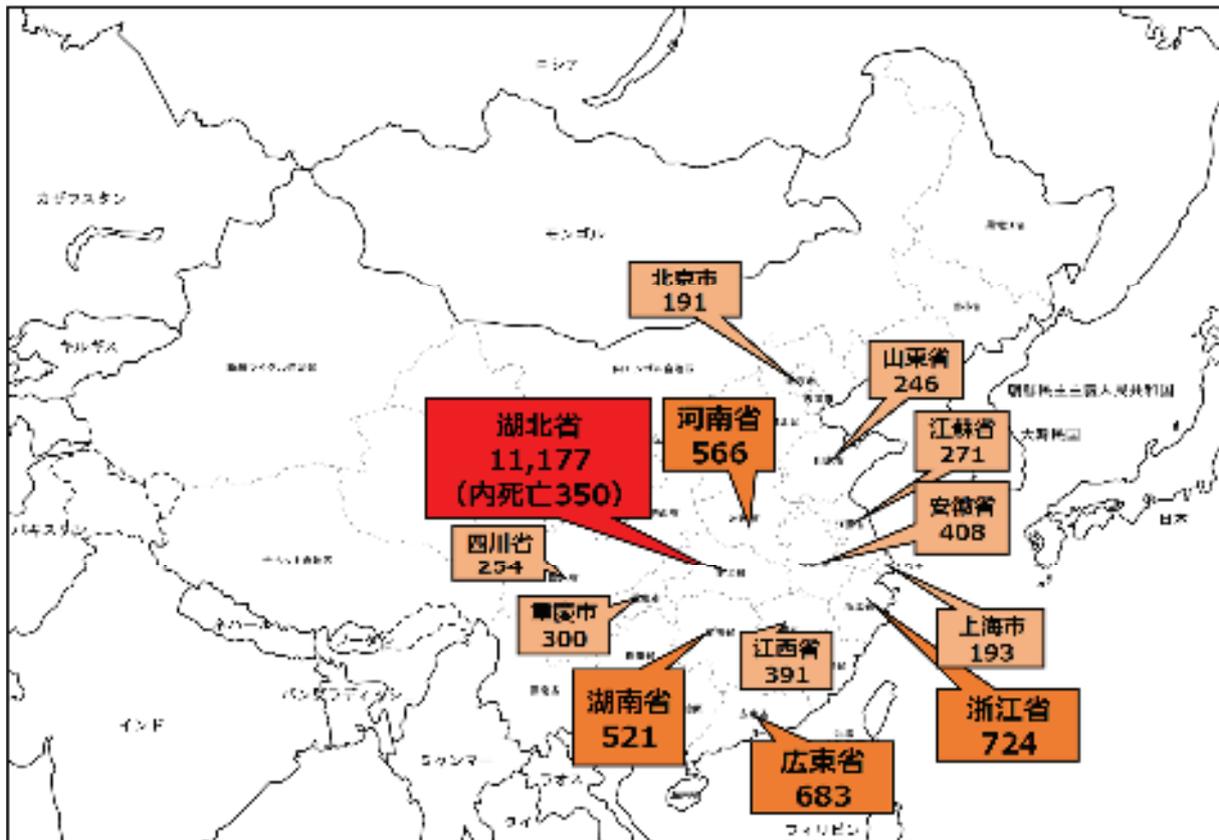
日本外務省は 1 月 24 日、中国・湖北省全域に対して感染症危険情報「レベル 3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」を発出、その後 31 日には、中国（湖北省以外）・香港・マカオに対して「レベル 2：不要不急の渡航は止めてください。」を発出し、警告レベルの引き上げを実施した。引き上げの理由としては、引き続き症例数・死者数が増加していること、中国当局が 31 日までに湖北省全域の公共交通機関の停止及び駅・空港の閉鎖を発表したこと、WHO が 31 日に PHEIC を宣言したことを挙げた。

日本政府は 28 日、新型コロナウイルスによる感染症を感染症法に基づく「指定感染症」に指定する政令施行を決定、その後 WHO の PHEIC 宣言を受け、当初 2 月 7 日としていた施行日を 2 月 1 日に前倒した。これにより感染症法の規定に基づく対応が可能となり、具体的には、同ウイルス患者を公費負担のもと隔離することや空港や港などでの検疫において指示に従わない場合に罰則を科すことなどが可能となった。

### (5) 今後の見通し

中国においては感染確認数が引き続き急激に増加しており、今後さらに感染確認数が増加する可能性が指摘されている。以下は中国当局の発表に基づく、特に感染確認数が多い省・直轄市を示したものである。湖北省および隣接の省を中心に広範囲にわたって感染が拡大している様子がうかがえる。

【図表 5：中国において新型コロナウイルス感染確認数が特に多い地域】（2月3日午前0時現在）



今後同ウイルスの感染がどの程度まで拡大し、どの程度の期間、蔓延が続くのかは予断を許さない。過去の SARS コロナウイルス、MERS コロナウイルスの感染拡大の概要は以下のとおりであり、今後の見通しを考える上での参考としたい。

#### 【SARS】

2002年11月に中国・広東省で最初の症例が報告されてから、SARSは中国、香港、台湾を中心に2003年4月から5月にかけて世界32カ国・地域に感染が拡大し猛威をふるった。2002年11月～2003年8月に中国を中心に8,096人が感染し、うち774人が死亡した。

6月に入り終息に向かったことから、WHOは6月18日、SARS制圧宣言を行い、同月24日には最大の感染国であった中国を「SARSの最近の地域内伝播が疑われる地域」リストから除外した。その後、最後の感染地域であった台湾が7月5日にリストから削除されたことから、WHOは同日、最終的なSARS終息宣言を行った。最初の症例報告から約7.5ヶ月が

経過していた。

感染拡大の過程で、中国のみならず、香港、台湾、カナダ、シンガポール、ベトナムで、継続的な感染拡大が確認され、WHOは「SARSの最近の地域内伝播が疑われる地域」リストを公表して、感染封じ込めを図った。日本国内では多くの疑い例が確認されたものの、最後まで感染確認例は出なかった。

## 【MERS】

2012年9月22日に英国からWHOに対し、中東へ渡航歴のある重症肺炎患者から新種のコロナウイルスが分離されたとの報告があった。同ウイルスは中東呼吸器症候群（Middle East Respiratory Syndrome Coronavirus : MERS コロナウイルス）と命名され、以降、中東地域に居住または渡航歴のある者、または患者との接触歴のある者において、症例が継続的に報告された。また医療施設や家族内等における限定的な人から人感染が確認された。MERSの国内感染が認められた流行国は、中東地域の7ヶ国（アラブ首長国連邦、イエメン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、ヨルダン）で、これら以外の国・地域での感染は輸入症例がほとんどとなっている。2012年9月から2014年4月まで感染確認数は300人未満であったが、2014年4月～5月にサウジアラビアなどで急激に感染者が増加し、2ヶ月で約500人の新規感染、約200人の死亡者が発生した。

また2015年5月、それまでMERS感染が確認されていなかった韓国において、バーレーンに滞在しカタール経由で帰国した男性がMERSに感染していることが確認され、その後医療関係者など同男性と接触歴のある者を中心に186人の感染が確認された。

SARS、MERSとも、当初感染が拡大した地域以外の国・地域へ感染が伝播した例があることがわかる。今回の新型ウイルスでは、中国以外の国・地域での人から人感染の確認はまだ限定的であり、持続的な感染拡大は起こっていないとみられるが、今後については慎重に状況を注視する必要があると言える。

## 2. 企業としての対策

### (1) 本社・各拠点における最新情報の収集・共有

中国を中心に新型ウイルスの感染例が多く確認されている現状に留意し、本社・進出日系企業においては、引き続きWHOおよび各国・地域の保健当局等より感染状況に関する最新情報を入手するとともに、国内勤務従業員、海外駐在員や出張者等、関係者に周知させる必要がある。

### (2) 渡航・駐在に関する指示について

海外出張・滞在については、外務省および在外公館の最新の指示に従うことが基本である。現在、日本外務省が中国・湖北省全域に対して感染症危険情報「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」、中国（湖北省以外）・香港・マカオに対して「レベル2：不要不急

の渡航は止めてください。」を発出している。なお、米国をはじめ海外各国も同様に中国に対して渡航禁止勧告等が発出しており、必要に応じて各国政府の対応状況についても確認が必要である。

中国においては、2月2日で中国政府が延長を通知した春節休暇期間が終了したものの、先述のとおり、主要都市においては、事業停止等の指示が地方政府から出されている。駐在員の再渡航および出張については、各地方政府の指示状況等詳細を確認の上、検討・判断を行うことが求められる。

### (3) 駐在員・出張者、従業員等に対する指示・注意喚起

同ウイルスの詳細が明らかになっていないことに留意し、中国および感染例がみられる国・地域に滞在中の海外駐在員や出張者、さらに国内勤務従業員等に対して、警戒を怠らずに基本的な予防対策（下記参照）を徹底するよう促すことが肝要である。万一体調に異変がみられる場合は、速やかに信頼のおける医療機関で受診するよう指示する必要がある。

#### 予防対策

- 人の大勢集まる場所（繁華街、観光地等）への外出は、できる限り控える。
- 国内外を問わず、当面は不要不急の出張・移動を自粛する。
- 外出後は石鹸を使用した手洗いを徹底する。石鹸や水が利用できない場合は、手指消毒剤を携帯する。
- 公共交通機関を利用する場合は極力マスクを着用する。また、特に呼吸器系疾患を有している場合、もしくは咳・くしゃみ・のどの痛み等の症状がある場合はマスクを着用する。
- 体調不良とみられる人との接触を避ける。
- 動物（生死を問わず）や動物のいる環境との直接的な接触を避ける。
- 糞で汚染されている可能性があるものの表面に触れない。
- 生ものや調理不十分な肉等の摂取を避け、十分に加熱調理する。
- 室内の換気を頻繁に行う。
- 十分な睡眠と栄養バランスのとれた食事を取る。
- 衣・食・住環境において衛生管理を行う。

### (4) 中国拠点に求められる対策

中国国内では、現地社員を含め、感染予防策の徹底が求められる。

- 従業員等に対し、(3)の予防対策を周知・徹底する。
- 感染症に関する未確認の情報を不用意に流布することのないよう、従業員等に対して徹底する。
- 現地社員を含め、湖北省および感染が多く確認されている省・市・区への出張を制限する。
- 湖北省および感染が多く確認されている省・市・区への渡航者がある場合、発熱等の有無を含む体調の定期報告と出社制限等隔離対策を指示する。

- オフィス出入り口での消毒液設置、ドアノブやエレベーターボタンの定期消毒など、飛沫・接触感染予防策を実施する。
- 業務状況に応じて、在宅勤務、時差出勤などを推進し、公共交通機関での通勤等による感染リスクを低減させる。
- 多くの人が集まる会議、特に海外からの参加者を集める国際会議・イベントは延期・中止を検討する。
- 体調不良者の状況をモニタリングするよう、各管理者に指示する。
- 接客・営業等、不特定多数と接する機会の多い職種については、マスク着用、手指消毒等の予防対策をさらに徹底する。

### **(5) 日本国内拠点、その他の海外拠点に求められる対策**

日本国内では現段階で新型コロナウイルスの流行が認められる状況ではないとされるものの、今後の動向は予断を許さないため、一定の予防対策が求められる。中国以外の海外拠点においても、国内拠点に準じた対応が求められる。

- 従業員等に対し、(3)の予防対策を周知・徹底する。
- オフィス出入り口での消毒液設置、ドアノブやエレベーターボタンの定期消毒など、飛沫・接触感染予防策を実施する。
- 業務状況に応じて、在宅勤務、時差出勤などを推進し、公共交通機関での通勤等による感染リスクを低減させる。
- 多くの人が集まる会議、特に海外からの参加者を集める国際会議・イベントは延期・中止を検討する。
- 体調不良者の状況をモニタリングするよう、各管理者に指示する。
- 接客・営業等、不特定多数と接する機会の多い職種については、マスク着用、手指消毒等の予防対策をさらに徹底する。

以 上

## 本レポートに関するご意見・アンケート

レポートの今後の改善にむけて読者向けのアンケートをお願いしております。ご協力いただける方は、以下 URL からアンケートへのご回答をお願いいたします。下記回答期限までにお答えいただきますと、漏れなく先着 30 名のご希望者様に弊社刊行の書籍『海外危機管理ガイドブック—マニユアル作成と体制構築—』を進呈します。（回答期限：2020年2月18日（火））

▼アンケート回答はこちらから

<https://jp.research.net/r/trc200204>

## 本レポートに関する注意事項

1. 本レポートは、主に新聞等における報道内容や関連する企業や団体等のホームページ等を情報源として活用し作成しております。
2. お客様社内での利用に限ります。本情報をお客様から再配信することは固くお断り致します。
3. 本レポートは、日本国内でご利用いただくことを前提に作成しております。海外でのご利用には、主に以下の点において適していない場合があります。
  - (1) 日本国内で一般的に得られる公開情報をもとに作成しているため、現地の実情とは異なる場合があります。
  - (2) 宗教・政治・領土問題等、日本国内では問題がなくても、海外で発信した場合には問題を惹起する可能性があります。
4. 本レポートは、あくまでも情報提供として供するものであり、レポート内の情報（事実関係および分析・評価結果）をもとにしたお客様社内での判断等に東京海上日動リスクコンサルティング株式会社・東京海上日動火災保険株式会社・その他関係会社が責任を負うものではありません。

## コンサルティングのご紹介

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 ビジネスリスク本部では、グローバルリスクマネジメント推進体制構築に関わるコンサルティングサービスをご提供しております。以下はコンサルティングの例です（以下に明示したコンサルティングに限定されません）。ぜひ、お気軽にお問合せください。

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> リスクマネジメント体制構築          | <input type="checkbox"/> BCP・緊急時対応計画の策定（感染症・戦争・政変・テロ等を含む）        |
| <input type="checkbox"/> リスクマネジメント・危機管理文書の第三者評価 | <input type="checkbox"/> 危機発生時のシミュレーション訓練・演習                     |
| <input type="checkbox"/> 海外事業拠点・事業展開国のリスク評価     | <input type="checkbox"/> 地政学リスク・政治リスクのマネジメント、分析・調査、総合的なアドバイザリー 等 |

### 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

ビジネスリスク本部 深津 嘉成 主席研究員（専門分野：リスクマネジメント・危機管理）

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-5-1

大手町ファーストスクエア ウェストタワー23 階

Tel. 03-5288-6594 Fax. 03-5288-6625

<http://www.tokiorisk.co.jp/>